

令和 7 年度 世田谷区商店街振興事業 マニュアル

【申請書類・実績関係書類 提出先】

世田谷区 経済産業部 商業課 商業係

〒154-0004

世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4 階

電 話 03 (3411) 6667

FAX 03 (3411) 6635

PC、スマートフォンからご覧いただけます
右の二次元コードをスマートフォンで読み取っ
てください。

もしくは、区のホームページにて【検索メニュー
→ページIDから探す】に行き「21734」と入力
することで、ご覧いただくことも可能です。

※「旧ページID(ページ番号)から探す」に入
力・検索だと飛べないため、ご注意ください。



🔍 21734 検索

目次

今年度の主な変更点について（P. 1）

実績報告書各種様式の区HPへの掲載について（P. 1）

I. イベント支援事業について

【1】商店街チャレンジ戦略支援事業、世田谷区単独補助事業（P. 2）

【2】地域連携型商店街事業（P. 2）

【3】商店街地域力向上事業（P. 3）

II. 商店街共同設備維持管理補助事業について（P. 4）

III. 防犯設備（防犯カメラ等）の設置について

【1】防犯設備（防犯カメラ等）の整備に対する補助について（P. 6）

【2】防犯設備（防犯カメラ）の維持管理等に対する補助について（P. 8）

【3】東京都防犯設備維持管理経費補助金・東京都防犯設備運用経費補助金について（P. 9）

IV. 商店街支援事業について

【1】活力ある商店街育成事業（P. 12）

【2】都の直接補助事業（P. 18）

【3】国の直接補助事業（P. 18）

【4】商店街（振興組合）連合会事業への補助（P. 18）

資料1 令和8年度 活力ある商店街育成事業の流れ（P. 19）

資料2 令和8年度 事業計画概要書（P. 20）

【5】（公財）世田谷区産業振興公社の事業（P. 21）

V. 商店街振興組合育成補助事業について

【1】組合運営事務事業（P. 22）

【2】組合設立時組織強化事業（P. 22）

【3】消費者懇談会事業（P. 23）

【4】安全・安心まちづくり支援事業（P. 24）

今年度の主な変更点について

1 商店街振興組合育成補助事業について【P.25】

令和6年10月より、東京都の最低賃金は1,163円に改正されました。安全・安心担当理事を雇用されている商店街はご注意ください。今後金額が見直された場合は、変更時以降最新の金額で算定してください。

2 本マニュアルの区HPへの掲載について

本マニュアルを区HPへ掲載しております。

右記の二次元コードをスマートフォンで読み取ると、アクセスできます。



もしくは、区のホームページ右上の検索メニューにある「ページIDから探す」検索バーに  21734  と入力することでご覧いただくことも可能です。

※「旧ページID(ページ番号)から探す」に入力・検索だと飛べないため、ご注意ください。

実績報告書各種様式の区HPへの掲載について

商店街イベント支援事業及び活力ある商店街育成事業の実績報告に関する各種様式を区HPに掲載しています。事業開始前に様式をダウンロードしてください。

原則こちらからは実績報告ご提出の案内は差し上げません。

インターネット環境が整っていない商店街につきましては、実績報告書類を郵送しますので、その場合は事業開始前にご連絡ください。

※区HPへの掲載先は下記のとおりです。下記の順に進んでください。

＜商店街イベント支援事業＞

①区HP右上検索メニュー「ページIDから探す」検索バーに「5037」と入力
(スマートフォンの場合、下に出る  のアイコンを押すと検索欄が現れます。)

②商店街イベント支援事業のページに移動後、「実績報告書類」の欄からダウンロード
＜活力ある商店街育成事業＞

①区HP右上検索メニュー「ページIDから探す」検索バーに「5038」と入力
(スマートフォンの場合、下に出る  のアイコンを押すと検索欄が現れます。)

②活力ある商店街育成事業のページに移動後、「実績報告書類」の欄からダウンロード

I. イベント支援事業について

【1】商店街チャレンジ戦略支援事業、世田谷区単独補助事業（商店街主催）

- 各年度のスケジュール
- [令和6年度分]（共通 実績報告）
終了後1ヶ月以内。2月終了の場合は終了後2週間以内、
3月終了の場合は3月14日（金）。《最終提出期限：令和7年3月14日(金)》
- [令和7年度分]（商店街チャレンジ戦略支援事業 申請）
令和7年3月3日（月）必着
- （世田谷区単独補助事業 申請）
イベント実施2ヶ月前まで必着 ※4・5・6月実施のイベントも同様
- （共通 実績報告）
終了後1ヶ月以内。2月終了の場合は終了後2週間以内、3月終了の場合は令和8年3月13日(金)

詳細については別冊「令和7年度世田谷区商店街イベント支援事業補助金マニュアル」をご参照ください。

【2】地域連携型商店街事業（実行委員会主催）

- 各年度のスケジュール
- [令和7年度分] 令和6年7月に実施意向調査票および支出予定明細を提出した商店街が対象。
【交付申請】 令和7年3月3日（月）必着
- [令和8年度分] 令和7年7月頃に全商店街宛に実施意向調査を送付予定。
【予算根拠】 令和8年度に実施予定の商店街は提出が必要。
予算積算の根拠資料となる。

商店街が地域のポテンシャルを有効に活用し、地域ニーズを踏まえて協働して事業を行うことにより、地域課題の解決と商店街の持続的な発展につなげていくことを目的とします。

1. 概要

対象者及び 対象事業	実行委員会(商店街等が複数の地域団体と構成)が地域活性化に向けて行うイベント事業。 ※構成団体：商店街・商店街連合会等、複数の地域団体（町会・自治会、NPO、地元 の中小企業等）。 ※中元セール等の商店街販売促進イベントは補助対象外。 ※会場設営費のみのイベントは不可。
対象経費	「商店街チャレンジ戦略支援事業」のイベント事業と基本的に同様。 ※ただし販売促進に係る景品購入費や、特定の商店街のみで使用可能な買物券に関する費用、 実行委員会の構成団体に対して支払う経費は対象外。
補助割合	新規事業 4/5以内(都2/5+区2/5) 継続事業（新規要素なし） 2/3 以内（都1/3+区1/3）
補助限度額	新規事業 800万円 継続事業 666.6万円
補助事業数	年1回
要件	・商店街の費用負担割合が全体の過半であること。 ・実行委員会のどの構成団体も費用を負担すること（極端な費用負担割合にならないこ と）。 ・原則、実行委員会と構成団体それぞれの会則・役員名簿・直近(12ヶ月分)の決算書及 び関係書類を提出すること。 ・新規事業は、基本的に「商店街等が地域団体と新たに連携して行う事業」及び「新たな 要素を含んだ取組を行う事業」を想定しています。前年度以前に申請された事業につ いては原則、継続事業となります。

【3】商店街地域力向上事業【住民生活サポート事業】（商店街主催）

各年度のスケジュール

〔令和6年度分〕(実績報告)

終了後1ヶ月以内。2月終了の場合は終了後2週間以内、
3月終了の場合は3月14日（金）。《最終提出期限：令和7年3月14日(金)》

〔令和7年度分〕(申請)

令和6年7月に実施意向調査票および支出予定明細を提出した商店街が対象。
令和7年3月3日（月）必着

地域社会の中で商店街自らが住民生活を支えるための活動を行うことにより、広く地域社会に貢献する商店街の振興を目的とします。

1. 概要

対象事業	商店街自らが地域社会の中で住民生活を支えるための事業。 （主な事業例：地域見守り活動事業、地域清掃事業、交通マナー向上事業等） ※ただし、次に掲げる事業は補助対象とならない。 ア 物品の購入、配布のみを目的とする事業 イ 施設整備を目的とする事業 ウ 販売促進等の営利を目的とする事業 エ 懇親及び娯楽のみを目的とする事業 オ 他の補助金等を一部財源とする事業 カ 事業に係る全ての業務を委託する事業 上記以外にも、本事業の目的及び趣旨に沿わないと判断される事業は対象外。
対象経費	「商店街チャレンジ戦略支援事業」のイベント事業における周知費用、備品購入費、委託費、その他諸経費が対象。 ※ただし、事業の主要部分の委託費、アルバイト賃金、ボランティアや地域団体等への謝礼は対象外。
補助割合	2/3以内(都1/3+区1/3)
補助限度額	40万円
補助事業数	1商店街あたり1年度に2事業まで。

Ⅱ. 商店街共同設備維持管理補助事業について（旧：商店街街路灯等電灯料補助事業）

各年度のスケジュール

- [令和6年度分] (実績報告) 3月上旬に郵送でご案内予定
- [令和7年度分] (交付申請) 9月以降に郵送でご案内予定

1. 事業の目的

「商店街が地域の安全安心の拠点の役割を担う」という観点から、商店街が所有し、かつ維持管理をしている世田谷区内に設置されている街路灯、防犯カメラ等の電気料金を補助します。

2. 補助対象

- ・街路灯、装飾灯、サインポール等の電灯料金
- ・防犯カメラの電気料金

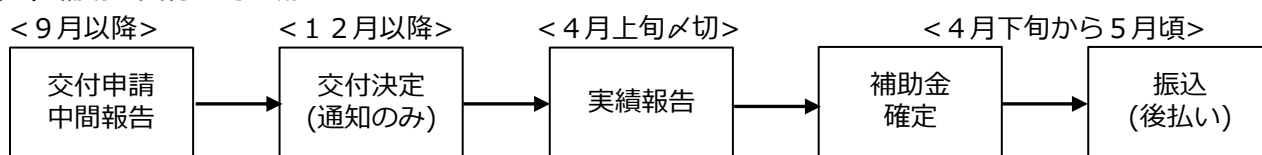
なお、防犯カメラの電気料金については、以下の条件のいずれかに該当する場合のみの補助となります。

- ① 街路灯と同一の請求であり、電気料金内訳表から防犯カメラの電気料金が含まれていることを確認できる場合
- ② 街路灯と異なる請求だが、領収書や電気料金内訳表から防犯カメラ単独の電気料金が確認できる場合

従量契約で、事務所の電気料金等と防犯カメラの電気料金が混在している場合は、補助対象になりません。契約形態は商店街ごとに異なりますので、詳しくは設置事業者にお問い合わせください。

3. 補助金の交付

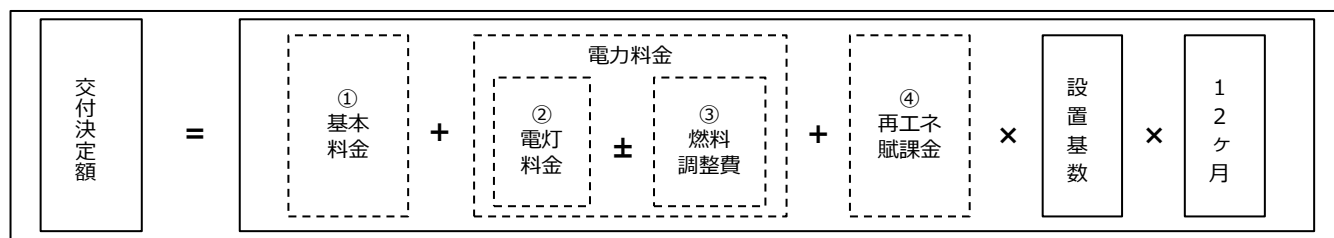
- (1) 支払方法 確定払い(後払い)
- (2) 補助金交付までの流れ



4. 補助金確定額の算定方法について

- (1) 交付決定額の算定方法について

街路灯の契約形態として、最も一般的な「公衆街路灯A」の料金をもとに算定します。



※ 算定に必要な各料金については、東京電力が公表する金額を参考にします。

※ ①・②・④については、交付決定時に公表されている金額で算定します。

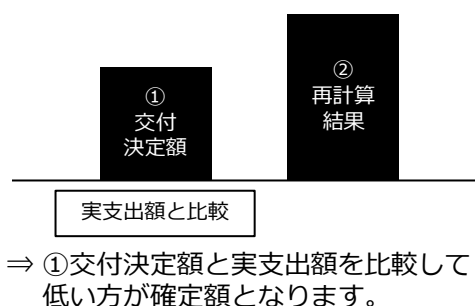
※ ③については、金額が毎月変動するため、年間の金額を試算し、算定します。

- (2) 確定額の算定方法について

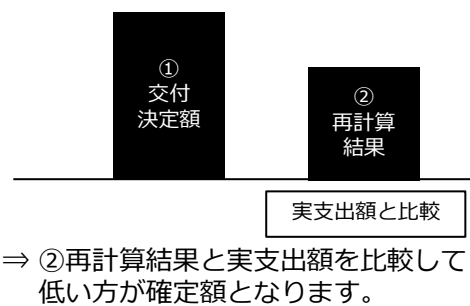
確定額は、交付決定額と電灯料金の実支出額(当年度中に電力会社へ支払った電灯料金)の低い方です。

但し、交付決定額は試算の燃料調整費を含んでいるため、公表された燃料調整費を反映し再計算を行います。

● 交付決定額を再計算結果が上回る場合



● 交付決定額を再計算結果が下回る場合



5. 留意点

- ① 補助対象基数の基準日は、原則当年度4月1日とします。
- ② LED化やランプの交換等で消費電力（W数）が変更になったり、撤去や増設で基数等が変更になったりした場合は、「変更届出書」の提出が必要となりますので、商業課に必ずご連絡ください。
- ③ 交付申請時にご提出いただく共同設備調書と電気料金内訳表の整合性（契約口数と基数が一致しているか等）について、交付申請前にご確認をお願いいたします。整合性が取れていない場合、自己負担額が増加することがあります。
- ④ 防犯カメラの新設に伴い、当該補助事業の申請を新たに行う場合は、契約形態をご確認のうえ事前に商業課にご連絡ください。
- ⑤ ネオンサインの電気料金については、補助対象に含まれません。
- ⑥ 想定を大きく上回る電気料金の高騰が発生した場合、予算の都合上自己負担額が増加することがあります。
- ⑦ 電気料金の支払いについて、再生可能エネルギー電力への切替え等の理由で契約する電力会社の変更を希望する場合、必ず事前に商業課にご相談ください。契約内容・支払い金額等の理由により、商店街共同設備維持管理補助事業の補助対象外となる場合があります。

Ⅲ. 防犯設備（防犯カメラ等）の設置について

各年度のスケジュール
[令和6年度分] (設 置)実績報告 工事終了及び代金支払い後速やかに地域生活安全課へ提出
(最終提出期限：令和7年2月25日(火))
(維持管理)実績報告 令和7年4月4日(金)までに商業課へ提出
[令和7年度分] (設 置) 整備意向がある商店街については早めに地域生活安全課へ相談
申請時期 令和7年4月下旬予定
(維持管理) 申請案内を令和7年6月以降商業課より対象商店街あて送付

【1】防犯設備(防犯カメラ等)の整備に対する補助について ※地域生活安全課の補助です

1. 事業の目的

安全で安心なまちの実現に向け、防犯対策の向上を図るために、商店街等による防犯設備の整備(防犯カメラ等)の支援を行います。

2. 対象事業

防犯カメラ等の整備費 (維持管理経費は除きます)
※防犯カメラの更新も補助対象となります。整備後7年以上を経過していることが条件です。
(令和7年度対象は平成29年度以前に整備された防犯カメラです。)
ただし、やむを得ない事情により、再整備の必要があると東京都が認める場合には、整備後7年未満であっても補助対象となる場合があります。

3. 補助金の交付

新規設置及び更新・増設については、補助対象費用の1/12以内とし、750万円を限度とします。

- ・令和6年度より補助率が変更になりました。(時限的措置)
 - ・消費税10%分も補助対象です。
 - ・防犯カメラ1台あたりの補助対象経費は60万円までです。
 - ・算出方法(補助対象事業費÷防犯カメラの台数)
- ※補助率や補助限度額等は、変更となる場合があります。



4. 申請時期

令和7年4月下旬の予定 (※当該補助は東京都の補助決定を前提としています)
なお、東京都の補助決定の内容等によっては申請時期等、別途ご相談させていただく場合があります。

5. 防犯カメラ等の運用管理

各商店街において、世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例等に基づいて、防犯カメラ管理運用規約を定め、画像データの適正な管理等をお願いします。

6. これまでの実績

防犯カメラ設置済み商店街：平成17～令和5年度 74商店街
令和6年度設置商店街 5商店街
新規1商店街、増設2商店街、更新3商店街
(複数の工事を実施した団体有り)

令和7年度の防犯設備（防犯カメラ）の補助制度の説明表

補助制度	防犯カメラの補助制度(世田谷区地域生活安全課)
	(都補助) 東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金(間接補助) (区補助) 世田谷区防犯設備の整備に対する補助金
補助金の試算	補助金の試算 ※設置費用一式300万円、消費税10%で30万円、合計330万円(防犯カメラ8台整備)のケースでの補助金の試算です。
	新規設置・増設・更新(撤去及び再設置)
	区+都補助(補助割合11/12※消費税含む) 330万円×11/12 = 302万5千円
	商店街自己負担(総額－(区+都補助額)) 330万円－302万5千円 = 27万5千円
維持管理補助	「世田谷区防犯カメラの維持管理等補助金」「世田谷区防犯設備維持管理経費補助金」「世田谷区防犯設備運用経費補助金」の補助対象となります。
運用規約	運用規約を定め、世田谷区地域生活安全課に届け出る必要があります。
申請の条件	総会の議決が必要です。(総会資料・議事録の写しの提出)
その他条件	管轄の警察署と防犯カメラ設置についての相談。 一般的な条件として、防犯カメラの設置場所に設置期間中工事の予定が無いこと。 (商店街路灯の建替え、道路の拡幅工事など。)
業者選定	整備及び更新の費用が100万円を超える場合は、同一条件で2社以上の見積もり合わせが必要です。(2社以上の見積書の写しの提出)
道路占用	都道の占用許可申請の際、世田谷区からの依頼文が添付書類として必要となります。 (依頼文は地域生活安全課で作成します)
整備及び更新後の義務	整備及び更新した年度の翌年度から数えて、最低5年間は防犯カメラを維持していただき、最低同じ期間「防犯に関する地域活動」(具体的には防犯パトロールなど)を実施してください。
防犯カメラの更新 (付け替えについて)	原則、整備後7年以上経過し、修理より更新の方が安価だと見積書の形で証明できる場合、撤去費用も補助対象となります。 ※平成25年度・26年度に商店街まちづくり事業補助金で設置・増設した防犯カメラの撤去費用は補助対象外となります。(撤去後の新規設置は補助対象)

＜問い合わせ先＞ 世田谷区地域生活安全課
電話：03 (5432) 2267 FAX：03 (5432) 3066

【２】防犯設備（防犯カメラ）の維持管理等に対する補助について【区単独補助】

１．対象事業

世田谷区地域生活安全課、または平成２５年・２６年度に商店街まちづくり事業補助金(国補助)を利用して、商店街が設置した防犯カメラについての以下の費用

（１）防犯カメラの維持管理費 ※電気代は「商店街共同設備維持管理補助事業」で補助します。

①保守委託料

②保険料

③共架費等土地借用に要する費用

（２）防犯カメラの修理に要する費用、または消耗品及び機器の交換に要する費用

①防犯カメラの修理に要する費用

②消耗品(SDカード・ハードディスク・充電池等)の交換に要する費用

③機器の交換に要する費用

④防犯カメラの移設に要する費用

２．補助割合と補助金交付限度額

（１）補助割合 補助対象経費の1/2以内

（２）補助金交付限度額(年額)

①防犯カメラの維持管理費 20万円

②防犯カメラの修理費等 100万円

３．申請時期(６月以降予定)

ご申請前に各商店街担当に利用する補助制度（区補助か都補助か）をご相談いただく予定です。
詳しくは、６月以降に送付予定の申請案内を確認してください。

４．留意事項等

年度内に防犯カメラの維持管理、修理、消耗品および機器の交換にのみ支払った費用分を明細等で確認できることが必要です。

対象事業	留意事項
保険料について	保険は機器の破損を保険事故とするものが補助対象となります。 保険料は保険業法に適用し、免許を受けた保険会社に支払う場合のみ補助対象とします。
移設について	カメラの移設はやむを得ない事情により移設の必要があると判断した場合に限り補助対象とします。
消耗品の交換について※	以下の場合に補助対象とします。 ①SDカード・ハードディスクについては、設置後又は前回の交換から２年以上経過したものの交換に要するもの。 ②充電池については、設置後又は前回の交換から３年以上経過したものの交換に要するもの。
機器の交換について※	以下の場合に限り補助対象となります。 ①修理に必要な部品を調達することができない場合。 ②機器の交換に要する費用が修理費用（部品交換等）より安価である場合。 ※①②のことが確認できる書類、見積書、写真等を添付してください。
※交換に要する費用に限り、事務手続き及びその代行に要する費用を含むことが可能です。	
※機器の交換に要する費用に係る申請をする場合において、配置図に当該機器の記載があるときは、当該申請書に交換後の機器の位置が分かる図面を添付してください。	
※修理や交換に要する費用の補助金の支払いは、保険会社の保障を受けないことが条件(保険料の補助金申請の有無に関わらず)となります。	
対象費用が100万円を超えるときは、原則として３以上の業者から見積書を徴取し、業者選定の上、徴取した全ての見積書を添付してください。	

<問い合わせ先> 世田谷区経済産業部商業課商業係

電話：03 (3411) 6667 FAX：03 (3411) 6635

【3】東京都防犯設備維持管理経費補助金・東京都防犯設備運用経費補助金について

1. 東京都と世田谷区の維持管理等に関する補助金の運用について

安全で安心なまちの実現に寄与するため、東京都が防犯カメラの維持管理経費及び運用経費（共架費のみ東京都では「運用経費」として区分）に関する補助を行っています。
しかし、世田谷区で既に運用している防犯カメラの維持管理等に対する補助金と以下の点で相違点があり、下記の通り運用します。

2. 両補助制度の補助範囲の相違点

区と都では防犯カメラの維持管理等に関する補助制度について、対象となる範囲が異なります。

	保守委託料	修理費	保険料	共架費	移設費
区 補助	○	○	○	○	○
都 補助	○	○	×	○	○

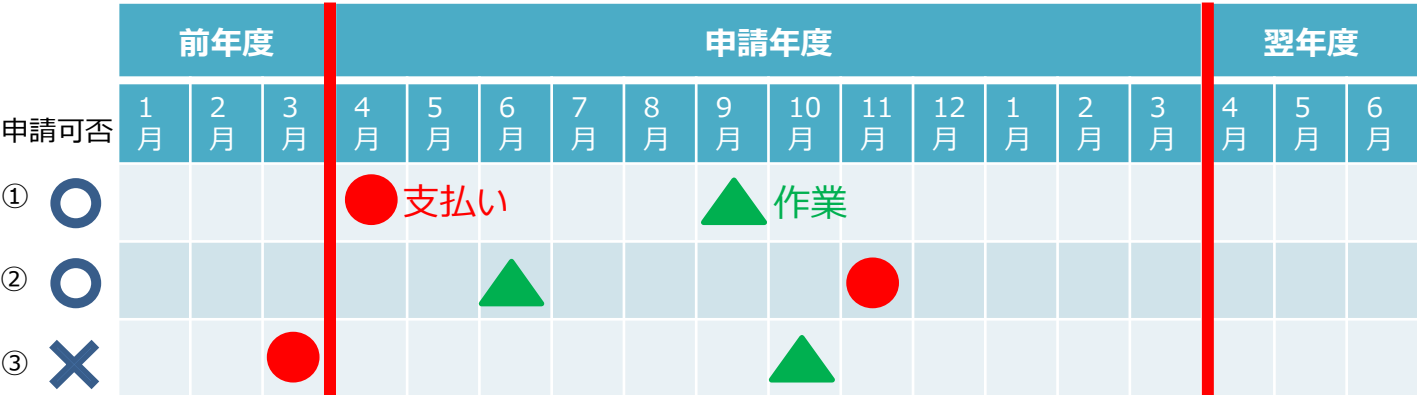
3. 保守委託料

(1) 補助の条件の違い

【区補助】：「契約期間」を考え方の基にしており、どのような契約期間であっても申請年度の4月～3月 契約分を補助対象経費として扱います。※年度を跨ぐ契約については、経費を按分して計算。



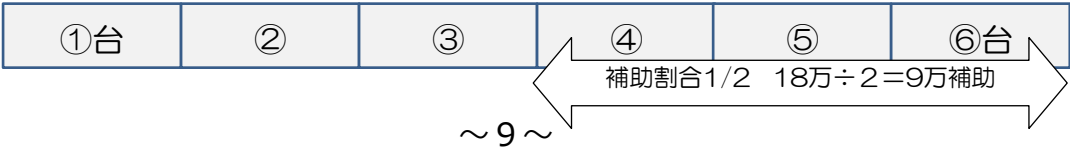
【都補助】：「支払い」と「作業（保守点検作業）」を考え方の基にしており、申請年度の4月～3月の間に支払いと作業の両方を終える場合に補助の対象とすることができます。※契約期間は関係なし。



(2) 補助金算出方法の違い

【区補助】	【都補助】
総事業費に補助割合（1/2）を掛け、補助金交付限度額（20万円）と比較し、低い方を補助額とする	カメラ1台あたりの経費を出し、カメラ1台あたり補助対象経費上限1万円と比較して低い方に、カメラ台数と補助割合（都1/3と区1/3）をそれぞれ掛けて算出したものを合算した金額を補助額とする。

(例示) 保守契約6台で総事業費18万円（1台3万円）の場合
【区補助】 総事業費18万円×補助割合1/2＝9万円



【都補助】 カメラ1台あたり補助対象経費上限1万円×6台×補助割合1/3（都）=2万円
カメラ1台あたり補助対象経費上限1万円×6台×補助割合1/3（区）=2万円
都補助2万円+区補助2万円=4万円

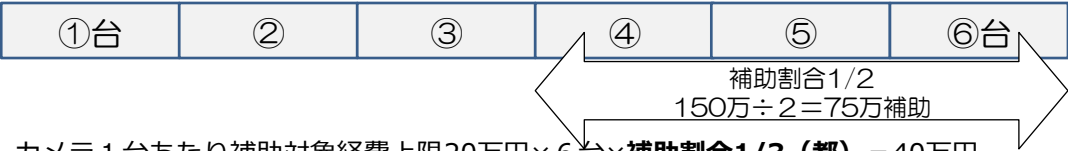


4. 修理費

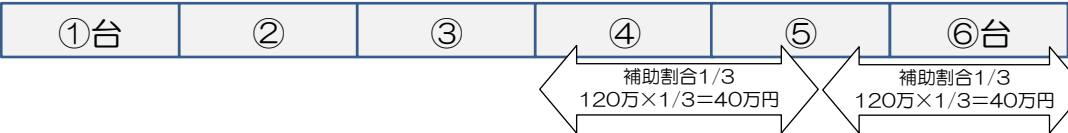
- (1) 補助の条件
区補助と同様に、申請年度の4月～3月に「修理」と「支払い」を終える場合は補助対象とすることができます。
- (2) 補助金算出方法の違い

【区補助】	【都補助】
総事業費に補助割合（1/2）を掛け、補助金交付限度額（100万円）と比較し、低い方を補助額とする。	カメラ1台あたりの経費を出し、カメラ1台あたり補助対象経費上限20万円と比較して低い方に、カメラ台数と補助割合（都1/3と区1/3）をそれぞれ掛けて算出したものを合算した金額を補助額とする。

例示) 修理費6台で総事業費150万円（1台25万円）の場合
【区補助】 総事業費150万円×補助割合1/2=75万円



【都補助】 カメラ1台あたり補助対象経費上限20万円×6台×補助割合1/3（都）=40万円
カメラ1台あたり補助対象経費上限20万円×6台×補助割合1/3（区）=40万円
都補助40万円+区補助40万円=80万円



5. 共架費

- (1) 補助の条件の違い
【区補助】：「契約期間」を考え方の基にしており、どのような契約期間であっても申請年度の4月～3月契約分を補助対象経費として扱います。※年度を跨ぐ契約については、経費を按分して計算。



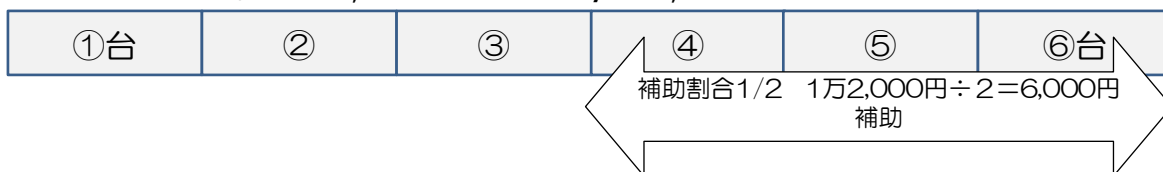
【都補助】：「支払い」を考え方の基にしており、申請年の1月～12月の間に支払期限又は振替予定日が到来する場合に補助の対象とすることができます。※契約期間は関係なし。



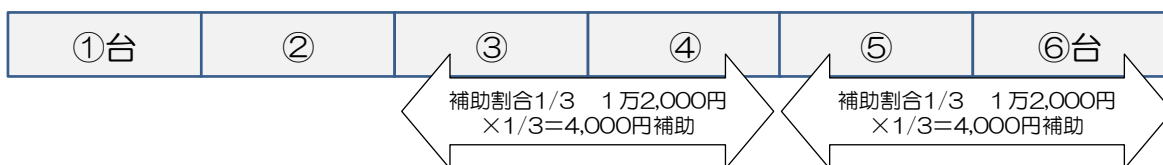
(2) 補助金算出方法の違い

【区補助】	【都補助】
総事業費に補助割合（1/2）を掛け、補助金交付限度額（20万円）と比較し、低い方を補助額とする。	カメラ1台あたりの経費を出し、カメラ1台あたり補助対象経費上限3,000円と比較して低い方に、カメラ台数と補助割合（都1/3と区1/3）をそれぞれ掛けて算出したものを合算した金額を補助額とする。

（例示）保有6台で総事業費1万2,000円（1台2,000円）の場合
【区補助】 総事業費1万2,000円×補助割合1/2=6,000円



【都補助】 カメラ1台あたり補助対象2,000円×6台×補助割合1/3（都）=4,000円
カメラ1台あたり補助対象2,000円×6台×補助割合1/3（区）=4,000円
都補助4,000円+区補助4,000円=8,000円



6. 移設費

(1) 補助の条件

区補助と同様に、申請年度の4月～3月に「移設」と「支払い」を終える場合は補助対象とすることができます。

(2) 補助金算出方法の違い

修理費と同様です。詳しくはP.10をご覧ください。

7. 補助割合と補助対象経費限度額

<補助割合> 補助対象経費の2/3以内（都1/3+区1/3）

補助対象経費限度額(年額)	
①防犯カメラの保守委託料	カメラ1台あたり1万円
②防犯カメラの修理費	カメラ1台あたり20万円
③防犯カメラの共架費	カメラ1台あたり3,000円
④防犯カメラの移設費	カメラ1台あたり20万円

8. 国補助で設置した防犯カメラの扱い（補助対象外のカメラについて）

国補助(商店街まちづくり事業補助金)で設置した防犯カメラは都補助は対象外です。

※自費で設置した防犯カメラも対象外です。

9. 申請時期（6月以降予定）

ご申請前に各商店街担当に利用する補助制度（区補助か都補助か）をご相談いただく予定です。

詳しくは、6月以降に送付予定の申請案内を確認してください。

IV. 商店街支援事業について

1. 活力ある商店街育成事業（区に書類を提出）

商店街チャレンジ戦略支援事業補助金を活用して補助します(一部区単独補助あり)。
※活力ある商店街育成事業については、原則、事業実施年度の前年7月末までに、予算確保のため「事業計画概要書」の提出が必要です。

■補助金の流れ



令和7年度分
申請提出期限：令和7年2月14日(金)

令和7年度分
実績提出期限：完了から20日以内（ただし令和8年3月6日(金)まで）

① 商店街施設整備事業への補助金(ハード事業)

商店街の振興並びに近隣住民の安全性や利便性及び快適性の向上を目的に行う商店街の共同施設・地域コミュニティ施設の整備等事業に補助します。なお、原則商店街の活性化につながる「新規性」のある事業に限ります。

対象事業	補助対象経費	補助割合	補助限度額
① 商店街共同施設の整備・改修・撤去事業 主な例 ・街路灯の設置 ・街路灯の建替え (LED街路灯⇒LED街路灯も可) ・カラー舗装 ・商店街事務所、会館 ・アーケード、アーチ ・放送用スピーカー ・ポケットパーク	・賃金 ・報償費 ・需用費 (会議費を除く) ・役務費 ・委託料 ・賃借料 ・工事請負費 ・備品購入費 ・負担金 ・イベント等経費	2/3以内	1億円 (任意商店街は2,000万円)
② 地域コミュニティ施設等の整備事業 主な例 ・休憩所・子育て施設 ・高齢者交流施設 ・駐輪場、駐車場、荷捌き場所 ・商店街が必要とする業種のモデル店舗 ・チャレンジショップ、アンテナショップ等店舗 ・リサイクル資源回収施設			

区単独補助の場合

補助割合：補助対象経費の1/3以内

補助限度額：5,000万円
(任意商店街は1,000万円)

補助対象経費 1億5千万円

商店街 1/3

区1/3

都1/3

補助限度額 1億円

② 商店街活性化事業への補助金(ソフト事業)

IT機能の強化を図るためのホームページ開設事業やポイントカード事業、商店街の経営力の強化を図るための地域ブランド・商品開発事業や事業計画策定事業などに補助します。④～⑥は区単独補助です。

対象事業	補助対象経費	補助割合	補助限度額
① 販売促進事業 主な例 ・ホームページ開設 ・ホームページリニューアル事業 ※5年経過したもの。5年末未済は④参照 ・ポイントカード導入 ・Eコマース ・顧客情報システム導入 ・フリーWi-Fi整備 ・地域ブランド、商品開発 ・宅配サービス事業 ・お客様向け巡回バス導入 ・タウンモビリティ導入 ・商店街マップ作成	・賃金 ・報償費 ・需用費 (会議費を除く) ・役務費 ・委託料 ・賃借料 ・工事請負費 ・備品購入費 ・負担金 ・イベント等経費	2/3以内	1億円 (任意商店街は2,000万円)

区単独補助の場合

補助割合：補助対象経費の1/3以内

補助限度額：5,000万円
(任意商店街は1,000万円)

補助対象経費 1億5千万円

商店街 1/3

区1/3

都1/3

補助限度額 1億円

対象事業	補助対象経費	補助割合	補助限度額
② 地域コミュニティ施設等の運営事業 主な例 ・空き店舗事業等における補助員賃金 ・空き店舗賃借料 ・駐車場用地賃借料 <i>事業開始後3年を限度に助成</i>	・賃金 ・コミュニティ施設等の賃借料(事業開始前の賃借料は対象となりません)	2/3以内 都 1/3 + 区 1/3	【賃金】 年額120万円 (月額10万円) 【賃借料】 年額240万円 (月額20万円)
		区単独補助の場合 補助割合：補助対象経費の1/3以内 補助限度額： (賃金)年額60万円(月額5万円) (賃借料)年額120万円(月額10万円)	
③ 計画策定事業及び調査・研究事業 主な例 ・商店街活性化計画策定 ・活性化委員会開催 ・来街者調査 ・購買行動調査 ・商店街事業導入調査	・賃金 ・報償費 ・需用費 (会議費を除く) ・役務費 ・委託料 ・賃借料 ・負担金	2/3以内	1億円 (任意商店街は2,000万円)
		区単独補助の場合 補助割合： ①補助対象経費が100万円以内の場合1/2以内 ②補助対象経費が100万円を超える場合1/3以内 補助限度額： 5,000万円(任意商店街は1,000万円)	
④ ホームページリニューアル事業 (区単独) ※補助金利用によるホームページ開設やリニューアル後、3年経過したもの。	・需用費 (会議費を除く) ・役務費 ・委託料 ・備品購入費 ・負担金		
		1/3以内	50万円
⑤ 消費者懇談会事業 ※協同組合・任意商店街を対象 ※商店街振興組合は別途助成制度あり	・賃金 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・賃借料 ・負担金		
		10/10以内	8万円
⑥ 教育機関、NPO連携促進事業 ※大学やNPO法人等が持つ専門知識を活用した、商店街の活性化につながる先進的なソフト事業。 主な例 ・オリジナル商品の開発 ・アート事業	・賃金 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・賃借料 ・備品購入費 ・負担金 ・イベント等経費		
		2/3以内	50万円

③安全安心の取り組み事業への補助金

商店街が実施する安全安心の取り組み事業のうち、以下の事業については補助率を上げて、または、区単独補助で支援します。

対象事業	補助割合	補助限度額
① スタンドパイプの設置事業	9/10	1億3,500万円
	補助対象経費 1億5,000万円 商店街 1/10 区17/30 都1/3 補助限度額1億3,500万円	
② LED街路灯への建替え事業 (水銀灯・インバーター街路灯⇒LED街路灯) ※LED街路灯からLED街路灯への建替えは対象外	5/6 ※東京都政策課題対応型商店街事業の補助率は、9/10 (都4/5、区上乗せ1/10) (P.18参照)	1億2,500万円
	補助対象経費 1億5,000万円 商店街 1/6 区1/2 都1/3 補助限度額1億2,500万円	
③ LEDランプからLEDランプへの交換事業 申請要件 ・申請を行う年度の4月1日時点で、LEDランプの設置から7年間を経過していること ・商店街が所有する照明灯の原則8割以上の基数を交換すること ・本補助を過去に受けていないこと  申請提出期限：令和7年8月1日(金) (該当商店街に7月頃にご案内予定) 実績提出期限：完了から20日店以内	4/5(区単独補助)	1億2,000万円 (1基あたり30万円)
	補助対象経費 1億5,000万円 商店街1/5 区4/5 補助限度額1億2,000万円	
④ 商店街AEDの整備事業	11/15	1億1,000万円
	補助対象経費 1億5,000万円 商店街 4/15 区2/5 都1/3 補助限度額1億1,000万円	
⑤ AEDの維持管理事業  申請提出期限：令和7年5月30日(金) (該当商店街に4月頃にご案内予定) 実績提出期限：完了から20日店以内	1/2(区単独補助)	100万円
	補助対象経費 200万円 商店街1/2 区1/2 補助限度額100万円	

④多言語対応事業

対象事業	補助割合	補助限度額
多言語対応事業 主な例 ・多言語対応マップの作成 ・多言語対応ホームページの作成 等 ※原則として、すべての文言の多言語化が必要。ただし、外国人観光客等にとってより効果のある形にすることは可能(例：ピクトグラム+外国語) ※ハード事業については「東京都政策課題対応型商店街事業」(補助率：都4/5、区上乗せ1/10〔P.18参照〕活用可能。)	5/6	833.3万円
	補助対象経費 1,000万円 商店街 1/6 区1/3 都1/2 補助限度額833.3万円	

～ 14 ～

5キャッシュレス対応事業

対象事業	補助割合	補助限度額
キャッシュレス対応事業 主な例 ・キャッシュレス機器、決済システムの導入 等	5/6 	1億円 (任意商店街は2,000万円)

6地域連携型事業

対象者及び対象事業	(1) 実行委員会(商店街等が複数の地域団体と構成)が取り組むマップ・実行委員会グッズ・実行委員会計画等の作成事業等。 (2) 実行委員会等の構成員である商店街等、又は、商店街等と地域団体の連名が取り組む施設整備事業等。 ※構成団体：商店街・商店街連合会等、複数の地域団体 (町会・自治会、NPO、地元の中小企業等)
補助対象経費	商店街チャレンジ戦略支援事業の活性化事業と基本的に同様
補助割合	4/5以内 (都2/5 + 区2/5)
補助限度額	2億円 ※任意商店街は 2,000万円
要件	申請は年1回 ・ (1) は、①3年程度の計画策定 ②商店街負担割合が過半 等 ・ (2) は、①3年程度の計画策定 ②連名の場合は商店街負担割合が他の地域団体と同程度以上 等 ・ 実行委員会及びその構成員の取組内容を記した計画(3年程度)を策定し、都又は区市町村で行う専門家派遣事業により助言を受けること ・ 実行委員会のどの構成団体も費用を負担すること (極端な費用負担割合にならないこと) ・ 原則、実行委員会と構成団体それぞれの会則・役員名簿・直近(12ヶ月分)の決算書及び関係書類を提出すること

7少額支援事業

対象商店街	前年度商店街チャレンジ戦略支援事業を含む全ての補助金の実績がなく、かつ、当年度商店街チャレンジ戦略支援事業を含む全ての補助金の活用見込みがない商店街。
補助割合	8/9以内 (都5/9 + 区1/3)
補助限度額	88.8万円
要件	商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げること。
その他	申請は年1回(2か年まで連続申請可能) ※申請要件を満たす商店街同士であれば共催実施可能。

⑧少額助成

対象商店街	任意商店会で会則、役員名簿、過去2か年度の決算書類等の提出が無い場合。
補助割合	2/3以内(都1/3+区1/3)
補助限度額	40万円
その他	申請は1活性化事業のみ。

⑨女性活躍推進事業

対象者及び 対象事業	商店街等の女性グループが企画・実行する事業
補助割合	11/12以内（都7/12+区1/3）
補助限度額	91.6万円
要件	申請回数は無制限 ・商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の女性で構成されていること。 ・構成員※1は、イベントの企画及び実行を担うメンバーとすること。 ※1 構成員については、構成員名簿（任意様式。氏名、性別のほか、店舗等の名称、業種・業態、役員の有無を記載）を作成し提出すること。 ・複数の商店街で共催事業※2を実施する場合、商店街毎に女性グループの要件を充たすこと。女性が5人未満の商店街との共催は認められない。 ※2 共催事業は、女性活躍推進事業同士で共催すること。一方の商店街が女性活躍推進事業、もう一方の商店街が活力（チャレンジ戦略）事業等として、共催することは不可。



今年度・再来年度分 提出期限

令和6年度 実績報告

事業完了後から**20日以内**
ただし**3月7日(金)**まで

令和8年度 予算根拠

令和8年度に上記①～⑤の事業を実施予定の商店街は、別添「令和8年度 事業計画概要書」（P.20 参照）を作成し、見積書の写しを添付の上、**令和7年7月25日(金)**までに提出。



■提出書類（AEDの維持管理事業以外）

申請時提出書類

（詳細は送付する「交付申請に必要な書類（兼チェック表）」参照）

- ・ 活力ある商店街育成事業補助金交付申請書（別紙含めて様式3枚）
- ・ 定款（会則）
- ・ 組合員（会員）及び役員の名簿
- ・ 過去2か年度分の総会資料及びその議事録（令和4年度、5年度総会資料）
- ・ 商店街の位置図
- ・ 商店街の店舗等の配置図
- ・ 商店街の状況及び更新予定の施設現況写真
- ・ 仕様書
- ・ 見積書の写し(内訳が分かるもの)
- ・ 設計図・完成予想図の写し（街路灯、看板などの場合のみ）
- ・ 現況配置図及び更新予定配地図の写し（街路灯、看板などの場合のみ）
- ・ 企画書
- ・ 必要な許可書等の写し
- ・ 理事会、役員会等の議事録
- ・ 都（国）へ提出した申請書類一式の写し ※1
- ・ 都（国）の補助金交付決定通知書の写し ※1

※1は、都や国から直接に補助金を受けている場合のみ

実績報告時提出書類

（詳細は送付する「実績報告に必要な書類（兼チェック表）」参照）

- ・ 活力ある商店街育成事業補助金補助事業実績報告書（様式3枚）
- ・ 総会資料
- ・ 総会議事録
- ・ 業者選定経過調書（区指定様式） ※1
- ・ 業者選定委員会名簿 ※1
- ・ 業者選定委員会議事録 ※1
- ・ 仕様書
- ・ 見積書の写し
- ・ 発注先業者の最終見積書の写し
- ・ 契約書の写し
- ・ 工程表の写し
- ・ 事業完了報告書（完了届）の写し
- ・ 検査書の写し
- ・ 引渡書の写し
- ・ 請求書の写し
- ・ 領収書の写し
- ・ 銀行振込依頼書（受付書）控えの写し
- ・ 特別会計出納簿（区参考様式あり）
- ・ 通帳の写し
- ・ 必要な許可書等の写し
- ・ 融資計算書の写し
- ・ 事業実施状況及び完成写真
- ・ 事業の成果物の写し
- ・ 台帳類
- ・ 産廃マニフェストの写し
- ・ 出来高設計書の写し
- ・ 都（国）へ提出した実績報告書類一式の写し ※2
- ・ 都(国)の補助金確定通知書の写し ※2

※1は、1件あたり100万円以上の契約の場合のみ

※2は、都や国から直接に補助金を受けている場合のみ

■AEDの維持管理事業提出書類

申請時提出書類

（詳細は送付する「交付申請に必要な書類（兼チェック表）」参照）

- ・ 活力ある商店街育成事業補助金交付申請書（別紙含めて様式3枚）
- ・ 定款（会則）
- ・ 組合員（会員）及び役員の名簿
- ・ 過去2か年分の決算書類（振興組合の場合は不要）
- ・ AED現況写真
- ・ AED設置状況一覧表
- ・ 仕様書
- ・ 見積書の写し(内訳が分かるもの)
- ・ 理事会、役員会等の議事録

実績報告時提出書類

（詳細は送付する「実績報告に必要な書類（兼チェック表）」参照）

- ・ 活力ある商店街育成事業補助金交付申請書（別紙含めて様式3枚）
- ・ AED管理台帳
- ・ 特別会計出納簿
- ・ 総会資料
- ・ 総会議事録
- ・ 仕様書
- ・ 見積書の写し
- ・ 事業完了報告書（または納品書）の写し
- ・ 検査書（または確認書）の写し
- ・ 請求書の写し
- ・ 領収書の写し
- ・ 銀行振込依頼書の写し
- ・ 融資計算書の写し
- ・ AED維持管理事業の実施状況写真



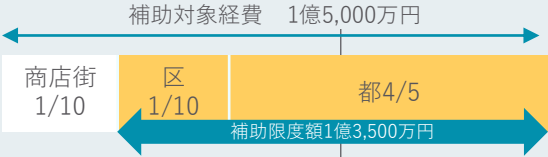
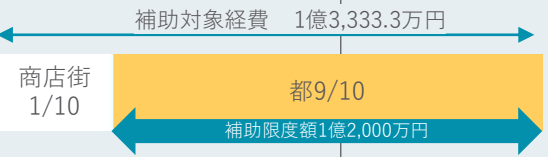
地域連携型商店街事業と女性活躍推進事業は提出書類が異なりますので、別途ご案内いたします。

2. 都の直接補助事業（区経由で東京都に書類を提出）

①政策課題対応型商店街事業

環境問題に対応した活動や防災力を向上させる活動、買物弱者支援対策等に取り組む商店街を支援します
※区の上乗せ補助は、原則、事業実施年度の前年7月末までに、予算確保のため「事業計画概要書」の提出が必要となります。また、都の交付決定が要件で、かつ、都への申請とは別に区への申請が必要です。

 **申請提出期限：**令和7年6月上旬 **マニュアル送付時に同封の東京都の事業説明会の案内に従うこと。**
実績提出期限（区上乗せ補助）：完了から**20日以内**（ただし令和8年**3月6日**（金）まで）

対象事業	補助割合	補助限度額
政策課題対応型商店街事業 ・環境 ※1 ・防災・防犯 ・福祉 ・物流 ・国際化対応 ※2 ・買物弱者支援 ・再エネ・省エネ推進 ※3 ※1 LED街路灯の設置(新設及び建替え)、水銀ランプのLEDランプへの交換など (例○：水銀灯・インバーター街路灯⇒LED街路灯) (例×：LED街路灯⇒LED街路灯) ※2 免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi機器の設置、外国人案内所の設置、デジタルサイネージの設置など (多言語ホームページや商店街マップなどは多言語対応事業（P.14参照）を活用) ※3 街路灯ランプ、アーケード、アーチのLED照明の交換(LED⇒LEDもOK) 補助要件となる取組として街路灯等の再生可能エネルギー電力への切替えを選択した場合は、必ず事前に商業課にご連絡ください。商店街共同設備維持管理補助事業の補助対象外となる場合があります。	9/10 4/5 + 1/10 (都直接補助) (区上乗せ補助) ※ただし、環境と買物弱者支援は9/10 (都直接補助のみ)	1億3,500万円 1億2,000万円(都直接補助) + 1,500万円(区の上乗せ補助) ※ただし、環境と買物弱者支援は1億2,000万円 (都直接補助のみ)  

※東京都の「政策課題対応型商店街事業」については、東京都が事業説明会を開催します（申請にあたり説明会への参加は必須ではありません。）。詳しくは、マニュアル送付時に同封の書類をご確認ください。

都の直接補助事業の詳細については東京都産業労働局のホームページをご確認ください。

東京都産業労働局

▶

中小企業支援

▶

商工

▶

地域産業の活性化

▶

商店街に対する助成

3. 国の直接補助事業（国に直接書類を提出）

国が直接補助として実施する各種補助事業の交付決定を受けている商店街については、区が上乗せして支援できる場合があります。国の補助事業を実施・検討される場合は、区にもご連絡ください。

補助事業の詳細については中小企業庁のホームページをご確認ください。

中小企業庁

▶

商業・地域サポート

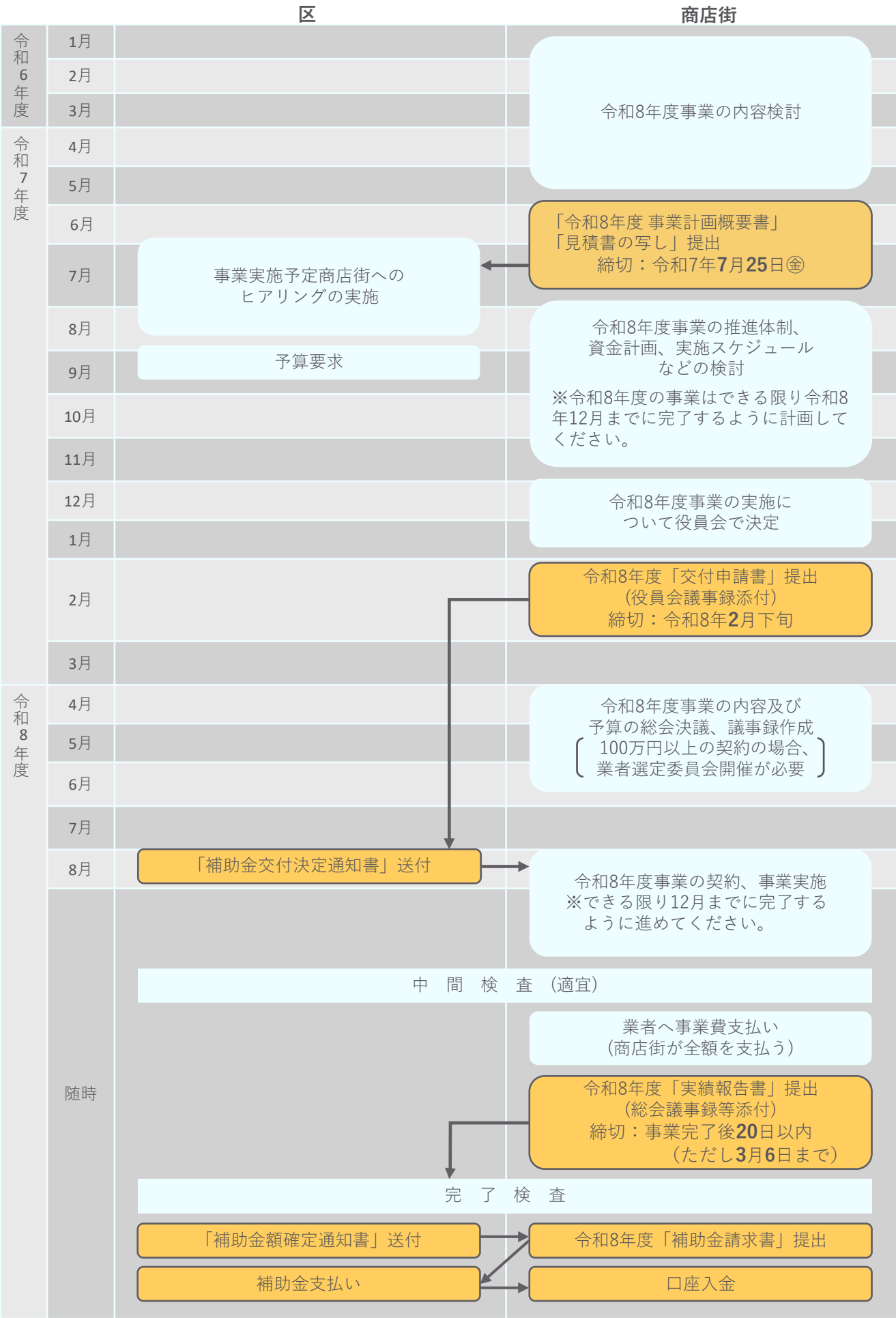
▶

商業活性化

4. 商店街（振興組合）連合会事業への補助

世田谷区商店街連合会及び世田谷区商店街振興組合連合会が実施する各種事業（地域通貨普及拡大事業、商店街加入促進事業、商人塾の運営、商連報の発行等）に係る経費を支援します。

資料1 令和8年度 活力ある商店街育成事業の流れ



令和8年度 事業計画概要書（「見積書」の写し添付必須）

この「事業計画概要書」は、令和8年度予算積算の基礎資料となります。
事業計画がある場合は「見積書」の写しを添付の上、必ずご提出下さい。
AED維持管理事業については、補助金申請予定の場合のみご記入下さい。
※ ご提出後に変更・中止となった場合は、速やかにご連絡下さい。

商店街（会）名			代表者名	
定例総会実施時期	年 月 日		作成者名および 連絡先電話番号	()
組合員数	名	☐ 法人 ☐ 非法人		

1	事業名		総事業費 (見積書の写し添付 必須)	円
	実施予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	目的 (必要性など)		内 容 (具体的に)	
	事業実施について、 会員（組合員）との 合意形成状況（予定）		自己資金準備 (予定)	☐ 積立金 ・ ☐ 分担金 ☐ その他 ()

2	事業名	AED維持管理事業	総事業費 (見積書の写し添付 必須)	円
	実施予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	目的 (必要性など)		内 容 (具体的に)	交換内容 ☐ 電池 個 ☐ 成人用パッド 個 ☐ 小児用パッド 個
	事業実施について、 会員（組合員）との 合意形成状況（予定）		自己資金準備 (予定)	☐ 積立金 ・ ☐ 分担金 ☐ その他 ()

【5】（公財）世田谷区産業振興公社の事業

1. 顧問的診断士派遣事業

商店街マネジメント機能の育成に鑑み、商店街の状況に合わせて支援を行います。

商店街振興組合には、顧問的な立場で中小企業診断士を派遣し、商店街が抱える課題や事業計画等について指導や助言を行います。

商店街振興組合設立を検討する任意商店会には、商店街振興組合化に向けた組織力強化に対する支援を行います。

詳しくは、チラシ「顧問的診断士派遣をご利用ください」をご覧ください。

※消費者懇談会の企画運営を診断士に依頼する際は、世田谷区商業課にご連絡ください。

担当：世田谷区産業振興公社 産業振興課 経営支援・雇用係
TEL：03(3411) 6613

2. 産業活性化事業者育成支援事業補助金

商店街が会員の育成を目的に実施する講演会・研修会等を行う事業について、外部講師の謝礼の経費を助成します。助成額は商店街単位が実施する場合に3万円、複数の団体で実施する場合に5万円を限度に助成します。

担当：世田谷区産業振興公社 産業振興課 経営支援・雇用係
TEL：03(3411) 6613

3. 中小企業融資あっせん制度

区内中小企業の事業経営に必要な資金を、低利で借入できるよう様々な融資あっせん制度があります。また、補助金が交付されるまでのつなぎ資金として、商店街振興組合が利用できる融資あっせん制度があります。

詳しくは、公社ホームページ（<http://www.setagaya-icl.or.jp>）をご覧ください。

担当：世田谷区産業振興公社 産業振興課 経営支援・雇用係
TEL：03(3411) 6603

V. 商店街振興組合育成補助事業について

各年度のスケジュール

[令和6年度分] 実績報告書の提出について

- ・組合運営事務事業
- ・安全・安心まちづくり支援事業

令和7年4月1日（火）までに提出

※期日厳守

※実績報告関係書類は2月下旬送付予定

- ・組合設立時組織強化事業
- ・消費者懇談会事業

事業実施後、14日以内に提出

※期日厳守

※実績報告関係書類は順次送付

[令和7年度分] 交付申請手続きについて

- ・令和7年度の交付申請関係書類は6月上旬頃に送付します。
別に指定する期日（7月上旬予定）までに、必要書類をご提出ください。
- ・安全・安心まちづくり支援事業（理事配備、賃借料補助）に新たに申請予定の商店街は、
補助要件についての確認事項がございますので、令和7年2月21日（金）までに担当までご連絡ください。

令和6年度に策定した「世田谷区地域経済発展ビジョン」において、商店街については、「区内商業の活性化と商店街の公共的活動と更なる発展」と「経済的な消費の喚起と賑わいの創出」が地域経済の持続可能な発展に寄与するとして、これまで以上に商店街振興組合への期待は高まっています。

商店街振興組合の運営においては、世田谷区産業振興公社が実施する顧問的診断士派遣事業などを積極的にご活用いただき、商店街の運営に役立つ情報等の収集及び発信に努めて下さい。

<事業概要>

商店街振興組合の育成を目的とし、下記補助対象事業に係る各種経費の一部を助成します。

- 【1】組合運営事務事業
- 【2】組合設立時組織強化事業
- 【3】消費者懇談会事業
- 【4】安全・安心まちづくり支援事業

【1】組合運営事務事業（補助限度額：10万円まで）

商店街振興組合の運営事務に要する経費について支援します。

1. 補助対象経費

事務用品費、印刷費、資料作成費、会議会場費、情報通信費、研修参加費 等

2. 補助の条件

前年度における消費者懇談会の実施を条件とします。

したがって、令和6年度に消費者懇談会を実施していない組合については、
令和7年度の組合運営事務事業を申請することができません。

【2】組合設立時組織強化事業（補助限度額：1と2をあわせ90万円まで）

商店街振興組合設立当初（3か年）の組織力強化事業について支援します。

- 1. 振興組合化に向けた設立事務経費への補助（設立初年度のみ・最大20万円）
- 2. 振興組合設立後の共同売り出し及び共同宣伝経費への補助（設立後3年間）
※詳細は個別にご相談ください。

【3】消費者懇談会事業（補助限度額：8万円まで）

地域の区民や消費者との情報交換により要望等を把握し、それを商店街活動に反映することは、公共的役割を担う商店街にとって必要なことです。よって、基本的に全ての商店街振興組合は、地域の区民との意見交換会として、消費者懇談会を実施して下さい。前年度の消費者懇談会の実施が組合運営事務経費補助の支給要件になります。（ただし、新たに組合を設立した場合を除く。）

1. 補助事業の内容

商店街と地域の区民や消費者との情報交換及び情報共有を図るために、懇談会等を実施する商店街に対し、係る経費の一部を支援します。

2. 補助対象

①対象内容

補助対象経費は、消費者懇談会の実施に要する経費です。

②対象経費

茶菓代、印刷費、謝礼(消費者及び講師)、会場費 等

注意点

- ①懇談会の実施にあたり、参加者名簿を作成してください。
- ②懇談会の実施時に当日の写真を撮影し、実績報告時にその写真を必ず添付してください。
- ③懇談会当日の茶菓代は、1人あたり500円を限度とします。
- ④街頭等で消費者にアンケートを記入してもらい、意見の聞き取りを行う場合も懇談会事業として認められます。ただし、この場合消費者に対する謝礼は補助対象外となりますのでご注意ください（消費者により参加時間が異なり、参加時間を把握することができないため）。
- ⑤令和5年度までは新型コロナウィルスの感染状況を考慮し、郵送でのアンケート回収のみでも例外的に認めていました。しかし、同補助金交付要綱で消費者懇談会とは、「消費者との親睦を深め、消費者の利益に資する活動」と定めています、郵送でのアンケート回収のみではその趣旨に沿わないため、**令和7年度も原則通り、郵送でのアンケート回収のみは認められません。**
※ただし、アンケート回収のみしか行えない合理的な理由がある場合は、商店街担当者にご相談ください。
- ⑥消費者への謝礼は、1時間当たり1,500円相当の金品を限度とします。
※消費者への謝礼として、世田谷区商店街振興組合連合会より区内共通商品券を購入した際は、額面の金額ではなく、購入した金額が対象となります。なお、商品券等の金券を謝礼とする場合は、金券類受払簿の提出が必要となります。
※消費者からの領収書(受領書)、もしくは消費者の自筆署名のある謝礼台帳が必要になります。物品を謝礼として渡す場合も同様です。
- ⑦懇談会の企画運営を講師に依頼する場合の謝礼は3万円を限度とします。
- ⑧印刷費は2万円、そのうち写真代は1万円を限度とします。
- ⑨懇談会の実施内容については、議事録を作成し、会員へ周知してください。
- ⑩交付決定は9月頃を予定していますが、4月～交付決定までの間に行う消費者懇談会についても補助対象とすることができます。

3. その他

実績報告時に各商店街振興組合よりご提出いただく「当日の議事録等(消費者からのご意見等)」については、年度分を世田谷区商業課でとりまとめ、一部抜粋して各商店街振興組合あて送付します。

※議事録については、個人名を特定できないような形式で作成ください。

【4】安全・安心まちづくり支援事業

1. 補助事業の内容

安全・安心まちづくりに関する事業を実施する商店街振興組合に対し、次の経費の一部を助成します。

- (1) 安全・安心担当理事を商店街外部から雇用した場合の人件費
- (2) 安全・安心まちづくり事業の拠点となる商店街事務所を借上げる賃借料
- (3) 災害時に想定される、停電や帰宅困難者等の発生に備えた備品購入費

2. 補助の条件

次の前提要件を満たすとともに、必須事業(①と②の両方)及び選択事業(6つの中から2つ以上を選択)を実施する商店街を対象とします。

《前提要件》

安全・安心まちづくり支援事業を利用する商店街は、安全・安心まちづくり事業を担当する理事を置く。

＜安全・安心担当理事の職務内容＞

事業の担当責任者として、安全・安心まちづくりに関する企画・立案、地域住民や関係機関との連携・調整、及び組合員への啓発等を行う。担当理事は、理事会等で決める。
原則として、安全・安心担当理事は世田谷区商店街連合会等理事会に出席し、情報の収集及び情報の発信をするなど商店街振興組合の運営に努める。

《必須事業(①と②の両方を実施すること)》

①月1回以上の防犯パトロールの実施

＜防犯パトロールの基準＞

- ・他団体(町会、消防団等)との連携は可
- ・商店街の組合員3人以上(他団体と連携して実施する場合は2人以上)が参加すること
- ・実施方法については商店街で決定

②定期的な情報収集及び組合員への周知

- ・(公財)世田谷区産業振興公社で実施している商店街経営学校等へ参加し、積極的に商店街活性化に向けた情報を収集する。
- ・総会、その他組合員が集まる機会、もしくはチラシ・回覧板等で、商店街が安全・安心まちづくり活動を実施していることや経営学校等で得た情報を組合員に周知し、組合員への安全・安心まちづくり意識の向上を定期的に図る。

《選択事業(以下の①～⑥の中から2つ以上を選択し、実施すること)》

①街頭放送(もしくは文字放送)での定期的な周知

警察等からの情報提供(テープ等)、もしくは独自に安全・安心まちづくり関連の文言を所有スピーカーで流す。

②店頭での一声かけ運動の実施

店頭での安全・安心まちづくり関連の呼びかけを行う。特に児童等の登下校時には、注意を払うよう呼びかけをする。

③消費者懇談会等を活用した地元消費者との情報交換、情報共有

消費者懇談会(補助対象としているものを含む)等の機会に、地元消費者との直接的な安全・安心まちづくりに関する情報交換・情報共有を図る。

④自転車整理、環境美化活動及びはみ出し陳列防止活動等の定期的な実施

※防犯パトロールと兼ねての実施も可

⑤夜間ごみ収集事業の参加

⑥防犯カメラの設置

3. 補助概要

(1) 安全・安心担当理事配備経費<人件費補助>

(安全・安心担当理事を商店街外部から雇用した場合の人件費)

<補助の要件>

- ①商店街振興組合の理事(員外)に就任していること
- ②担当理事と雇用契約を取り交わすこと
- ③勤務時間は週20時間以上とすること
- ④上記勤務時間以上の仕事の兼務をしていないこと
- ⑤担当理事は組合員及びその同居する親族でないこと
- ⑥労働保険(労災保険・雇用保険)に加入すること
- ⑦給与の支払が原則口座振込みとなっていること
- ⑧就業規則を定めること
- ⑨雇用に当たっては関連法令を遵守していること(最低賃金、就業時健康診断、社会保険への加入等)
※令和6年10月より、東京都の最低賃金は1,163円に改正されました。
今後金額が見直された場合には、変更時以降最新の金額で算定してください。

補助対象経費	: 人件費(月額賃金に交通費を加算した額) ※各種手当、賞与、商店街が負担する社会保険料等は対象外
補助割合	: 補助対象経費の2/3
補助限度額	: 140万円以内 ただし月額11万6,667円以内

(2) 安全・安心活動拠点整備経費<賃借料補助>

(安全・安心まちづくり事業の拠点となる商店街事務所を借上げる賃借料)

<補助の要件>

- ①賃貸借契約を締結していること
- ②事務所所在地は、商店街区域内もしくは隣接地であること
- ③賃借料の支払いが原則口座振込みとなっていること
- ④床面積が20㎡程度以上であること
- ⑤安全・安心事業及び商店街活動に必要な物品、事務機器等を所有し、日常の活動に事務所の設置が必要であると認められること
- ⑥組合名が事務所入口等に掲げられていること
- ⑦郵便受けや通信機器が設置され、事務所への通信手段が確保されていること
- ⑧組合員だけでなく、地域の消費者が広く認知できる環境に立地していること
- ⑨商店街活動に利用されていること
- ⑩組合の許可無く組合員以外が利用しないこと
- ⑪組合の許可無く組合員以外の物品等が設置されていないこと

補助対象経費	: 賃借料(消費税、管理費等を含む) ※敷金、礼金、更新料、付帯施設等の経費及び借地料は対象外
補助割合	: 補助対象経費の1/2
補助限度額	: 90万円以内 ただし月額7万5,000円以内

(3) 安全・安心活動備品購入経費<災害時支援備品購入補助>

(災害時に想定される、停電や帰宅困難者等の発生に備えた備品購入費)

<補助の要件>

- ①非常時に来街者へ提供するために備えるものとなっていること
- ②安全・安心担当理事を配置し、購入した備品を適正に管理できること(備品台帳を作成)
- ③年一回の防災訓練や防災教室、動作確認等を実施すること(申請後毎年報告が必要)
- ④備品の配備を来街者に向けて広報・PRすること(ポスター、チラシ、HPなど)
- ⑤備品の保管場所を商店街事務所等の非常時に商店街ですぐに利用可能な場所とすること
- ⑥本補助を過去に受けていないこと(翌年度以降に追加購入はできません)

補助対象経費 : 発電機(ガス式・ソーラー式)、発電機用ガスボンベ、蓄電池、簡易トイレセットの購入費
※いつ災害が起きても使用ができるように購入及び管理をしてください。
広報・PR費
(来街者を対象に訓練を行う場合や、備品の配備を周知PRする際の経費)

補助割合 : 補助対象経費の2/3

補助限度額 : 1商店街あたり全体で20万円以内
(うち広報・PR費は2万円以内)

振興組合化のメリット

	制度	内容	担当
1	顧問的診断士派遣事業 ※チラシ「顧問的診断士派遣をご利用ください」をご覧ください。	商店街マネジメント機能の育成に鑑み、商店街の状況に合わせて支援を行います。 商店街振興組合には、顧問的な立場で中小企業診断士を派遣し、商店街が抱える課題や事業計画等について指導や助言を行います。(年度12回以内) 商店街振興組合設立を検討する任意商店会には、商店街振興組合化に向けた組織力強化に対する支援を行います。(年度10回以内・2か年に限定) (上記以外の任意商店会は年度5回以内)	(公財)世田谷区産業振興公社 産業振興課 経営支援・雇用係 電話 : 03 (3411) 6613
2	「商工業団体経営高度化資金」融資あっせん制度の利用	①商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金 ②補助金が交付されるまでのつなぎ資金として、商店街振興組合が利用できる融資あっせん制度 限度額 1億円 返済期間 9年(運転資金を含む場合) 10年(設備資金のみの場合) ※いずれも据置(6か月以内)を含む 負担利率(年) 0.8% (名目利率1.9% 区負担率1.1%)	(公財)世田谷区産業振興公社 産業振興課 経営支援・雇用係 電話 : 03 (3411) 6603
3	東京都「商店街チャレンジ戦略支援事業」の優遇制度	新たに振興組合化した場合、イベント補助事業が年2回から年3回に変更(3年度間のみ)。 また、活性化事業については補助割合2/3から5/6に上限額が1億円から1億2,500万円に変更(1年度間のみ)。	世田谷区商業課商業係

令和6・令和7・令和8年度の各年度別主な提出書類及び提出期限の一覧

補助事業		令和6年度事業 (令和6年4月1日～令和7年3月31日) 《主に実績報告の提出のことで》	令和7年度事業 (令和7年4月1日～令和8年3月31日) 《主に交付申請のことで》	令和8年度事業 (令和8年4月1日～令和9年3月31日) 《令和8年度予算の積算資料となります》
イベント支援事業 (地域連携型事業、 地域力向上事業を含む)		◆イベント支援事業の実績報告書の提出 【事業終了後1ヶ月以内。 2月終了の場合は2週間以内、 3月終了の場合は令和7年3月14日(金)まで】	◆イベント支援事業の補助金交付申請書の提出【令和7年3月3日(月)(必着)】 ※イベント支援事業の交付申請案内は本マニュアルと同時に送付しています。 ◆地域連携型商店街事業／地域力向上事業の補助金交付申請書の提出 【令和7年3月3日(月)(必着)】 ※地域連携型商店街事業／地域力向上事業の交付申請案内は該当商店街に本マニュアルと同時に送付しています。	◆令和8年度に地域連携型事業を予定している場合は、「実施意向調査」を提出 (令和7年7月頃送付予定です。) 【令和7年7月25日(金)まで】
活力ある商店街育成事業 (都の直接補助事業の区の上乗せ補助を含む)		◆活力ある商店街育成事業の実績報告書の提出 【事業完了後から20日以内 (ただし令和7年3月7日(金)まで)】	◆活力ある商店街育成事業の補助金交付申請書の提出【令和7年2月14日(金)(必着)】 ※交付申請案内は該当商店街宛に令和7年1月に送付済みです (昨年「令和7年度事業計画概要書」を提出頂いた商店街が対象)。 ※「AEDの維持管理事業」については、該当商店街に令和7年4月頃にご案内します。 ※「LEDランプからLEDランプへの交換事業」については、該当商店街に令和7年7月頃にご案内します。 ※「政策課題対応型商店街事業」については、東京都の事業説明会の案内に従ってください。 (令和7年6月上旬交付申請)	◆令和8年度に以下の事業を予定している場合は、「令和8年度事業計画概要書」を提出 【令和7年7月25日(金)まで】 ※事業計画概要書は本マニュアルと同時に送付しています(本マニュアルP20にも掲載あり)。 ・活力ある商店街育成事業 (地域連携型商店街事業、LEDランプからLEDランプへの交換事業も含む) ・都の直接補助事業の区の上乗せ補助 ※ご提出をいただいた場合でも、必ずしも補助事業実施の約束がされるわけではありませんので、予めご了承ください。
防犯カメラ	設置	◆防犯カメラ設置費の実績報告書の提出 工事終了及び代金支払い後、速やかに地域生活安全課に提出【最終提出期限 令和7年2月25日(火)まで】	◆防犯カメラ設置の申請 【早めに地域生活安全課に相談してください。】	
	維持管理	◆防犯カメラ維持管理費の実績報告書の提出 【令和7年4月4日(金)まで】	◆防犯カメラ維持管理費の申請 ※交付申請の案内は令和7年6月以降に対象商店街に送付予定です。	
商店街共同設備維持管理補助事業 (電灯料)		◆商店街共同設備維持管理補助事業(電灯料)の実績報告書の提出 【令和7年4月4日(金)まで】 ※実績報告書類は令和7年3月上旬に送付予定です。	◆商店街共同設備維持管理補助事業(電灯料)の申請 【令和7年11月上旬(予定)まで】 ※交付申請の案内は令和7年9月以降に送付予定です。	
商店街振興組合育成補助事業		◆商店街振興組合育成補助事業の実績報告書の提出 【令和7年4月1日(火)まで】	◆商店街振興組合育成補助事業の補助金交付申請書の提出 【令和7年7月上旬(予定)まで】 ※交付申請関係書類は6月上旬頃に送付予定です。 (新たに安全・安心まちづくり支援事業を実施する場合は令和7年2月21日(金)までにご連絡ください。)	
公社事業			◆顧問的診断士派遣事業申込 【申請期限：令和7年2月3日(月)～3月14日(金)】 ※申込先は(公財)世田谷区産業振興公社です。※手続きは毎年必要になります。	